

監 査 報 告 書

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
理事長 大 貫 正 男 殿

平成 18 年 5 月 2 日

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
監 事 風 間 邦 光
監 事 春 日 昇

私ども監事両名は、平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの第 7 会計年度における会計及び業務の監査を行った結果を、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。

第 6 会計年度（平成 16 年度）監査報告で指摘した繰越金の存在による内部留保の存在については、支部間に若干の高低差はあるものの全体として相当程度解消されており、財務改善アクションプランの成果がみられる。しかし、依然として支部の繰越金が本部と比して多額であり、当法人内部でのアンバランスが存在している。今後、法人全体での調整が必要な事項であり、継続して対策を講じていく必要がある。

なお、会費については、納付状況に改善がみられるものの一部に未収金の問題が残っている。とりわけ、前年度の監査報告でも指摘したことであるが、定率会費については会員間の不公平感がないよう徴収方法の改善をすすめていただきたい。また、定率会費については、本法人の事業執行の裏づけとなる重要な財源であることを、全会員に今一度注意喚起することが肝要であり、執行部の更なる努力をお願いしたい。

- (2) 各項間の予算の流用については、流用ができるよう会計処理規程を変更して対応すべきである。
- (3) 事業報告書の内容は真実と認める。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上